

H I G A S H I M I K A W A

広報

ひがしみかわ

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

ふるさとの魅力を再発見

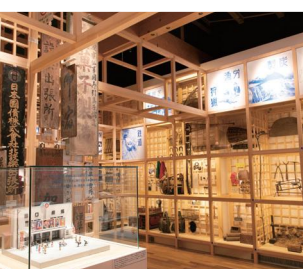
特集

東三河の道の駅



主な内容

- ・介護保険だより
- ・消費生活だより
- ・令和3年度 予算紹介
- ・東三河広域連合議会 議会報告



新型コロナウイルス感染拡大の状況により、掲載内容が変更となる場合があります。最新の情報は、ホームページ等でご確認ください。

東三河広域連合

東三河広域連合は、東三河8市町村で構成される特別地方公共団体です。

豊かな大自然とプラスαがお待ちかね!

東三河の道の駅

なかなか遠出ができない今の時期、地元のグルメや特産品が集まる道の駅でふるさとのよさを再発見してみませんか。東三河には道の駅が10カ所も!「ここだけ」の特別な魅力をもった個性あふれる道の駅をたっぷり紹介します。

山並みをイメージした流線型の屋根がモダンな「道の駅したら」。1968年に廃線となった豊橋鉄道田口線の木製車両ハ14型の展示がひときり目を引きます。

#1 NEW OPEN 設楽町 ≫ 道の駅したら

2021年5月にオープン
設楽町の「いいもの」を再発見!

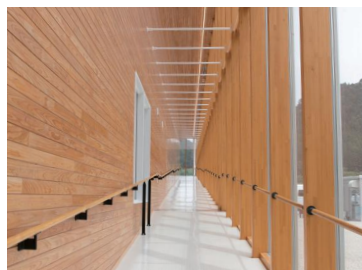
新東名高速道路の新城ICから豊川に沿って走る国道257号線。この風光明媚なドライブルートに、今年5月「道の駅したら」が誕生しました。

設楽町は、豊川水系の水源地を有するほか、天然ブナの原生林、鮎やアマゴが泳ぐ清流、愛知の百名山にも選ばれる山々など自然が豊かな地。町内3カ所目の道の駅は、そんな設楽町の魅力を伝える新たなスポットです。

同駅は、まちのPR拠点としても期待されています。「奥三河のイメージ」として茶臼山や長篠の戦いなどがよく挙げられますが、通過点と言われることもあった設楽町にも新たな目玉をつくり、人の流れを呼び込みたいというのが狙いです。」と話すのは、設楽町産業課の依田佳久さん。



案内表示もおしゃれ。



奥三河郷土館のスロープは、ヒノキ張りの“映え”空間。道の駅には設楽町産の木材がふんだんに使用され、木の香りに包まれます。

設楽町の郷土愛が
詰まった道の駅です

設楽町産業課
依田佳久さん

そこで「道の駅したら」は、地元の特産品販売コーナーやレストランといった従来の機能に、「学ばず体験する」というカルチャーの要素をプラスしました。町内から移設された「奥三河郷土館」や関谷醸造の酒造り体験工房「ほうらいせん酒らぽ」を併設し、奥三河の文化にも触れることができます。また、施設内のオープンスペース「みんなのリビング」は、道の駅利用者のくつろぎの場として、町民の憩いの場として、観光客と地域住民がともに親しめる場所をめざします。

「設楽町にはトマトやジビエ、絹姫サーモン、地元作家の工芸品など隠れた名品が数多くあります。道の駅を町内外の多くの人とモノが出会う場に、まちの知名度を高めていきたいですね。」と依田さんは力強く語ります。



すぐ裏側に豊川が流れる、旅情豊かなロケーション。食堂にはリバービューのカウンター席もあります。



257号線沿いに、女性や家族にやさしいトイレが待望の登場。授乳室や親子で入れる家族トイレも完備。



地元産木材でつくられたベンチが点在。オープンスペース「みんなのリビング」には地元作家のイスも並びます。

「道の駅したら」の
癒やしスポット

01

生き物から歴史まで学べて “奥三河博士”に

学ぶ：設楽町 奥三河郷土館



「奥三河のくらしとところを伝える」をテーマに、ジャンルや年代別で展示。多くの所蔵品はガラスケースではなくヒノキ組みのオープン棚に並べられ、当時の息吹が伝わります。暮らしを再現したジオラマも随所に。

☎ 0536-62-1440

🕒 9:00～17:00 (受付16:30まで)、火曜定休 (祝日の場合は翌日)

🎫 大人300円、小中学生150円 ※ほの国こどもパスポートの提示で小中学生無料

奥三河の文化や酒造りが学べる アカデミックな道の駅

「奥三河郷土館」は、道の駅への移設に伴いスペースがぐっと拡大。旧石器時代から続く奥三河の歴史や自然、暮らしづくりを分かりやすく伝える施設へと生まれ変わりました。

約8万点の中から1万点ほどが展示されています。

屋外には、50年前にこの地を走っていた旧豊橋鉄道田口線の木製車両の実物を展示。レトロな車内に当時の運賃表や行先板が並び、鉄道ファンならずとも見入ってしまうはずです。

またテナントエリア2階には、蓬莱泉や空で知られる関谷醸造の「ほうらいせん酒らば」が誕生。酒造りの過程の一部を体験できる貴重なスポットです。

03

ジビエとトマトの旨さに感激

食べる：清嶺食堂



地元の美味を使い、手づくりにこだわる旬のグルメが充実。鹿のレアチャーシューとミンチをのせた「森の恵みまぜそば」(1210円)は、ジビエらしい滋味が広がる逸品。「スパイシートマトカレー」(935円)は、新鮮トマトの酸味と独自スパイスの辛味がやみつきに。

☎ 0536-62-1021

🕒 11:00～14:00、無休

※営業時間は変更する場合あり

02

蔵人の目線で、酒造りの奥深さを体験

体験する：ほうらいせん酒らば



地元産の米を使用して、米を洗う・蒸す・酒を搾るといった日本酒の仕込みの一部を体験。完成後には、自分で仕込んだお酒がもらえます。そのほかにも甘酒教室やワークショップを開催中。廃校になった中学校の備品を活用した空間は、昭和の理科室さながら！

☎ 0536-62-1017

🕒 木曜10:30～、土・日曜10:30～、13:30～ (要予約)

🎫 酒造り体験4400円～ (体験時のお酒1本付き)

※予約はほうらいせん酒らばのWEBサイトから

04

絹姫サーモンやお米など実力派ぞろい

買う：清嶺市場

設楽町産のとれたて野菜のほか、高い全国シェアを誇る川魚の甘露煮、ブランド魚絹姫サーモンの燻製、全国表彰を受ける地元米など、隠れたブランド品も多彩にそろいます。道の駅したら限定の日本酒「したら」は、お土産にもぴったり。

🕒 9:00～17:00、無休



Access アクセス



📍 愛知県北設楽郡設楽町清崎字中田17-7

☎ 0536-63-0120 (道の駅したら代表)

🕒 9:00～17:00、無休

※施設、店舗により異なります。

🅐 普通車35台、身障者専用1台、大型車4台、EV2台、二輪車49台、臨時駐車場あり



WEBサイトはこちら
<https://www.kankoshitara.jp/michinoekishitara/>

山と清流に癒される！「東三河の道の駅」 設楽町・豊根村編

#2

豊根村≫豊根グリーンポート宮嶋



茶臼山の麓にたたずむ、愛知県内第1号の道の駅。地元のお母さんたちが手づくりする料理と温かいおもてなしが評判です。夏はアマゴの甘露煮、秋は椎茸フライが楽しめる「ふるさと定食」(1500円～)、「ダムカレー」(850円)のほか、チョウザメ料理もここだけの味。また村内にある名店のドイツパンを使った「ミンデンさんのパンモーニング」(600円)は予約する人もいるほど!豊根村名産のブルーベリー製品もお土産にぜひ。

- 愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字宮ノ嶋29-3
- ☎ 0536-87-2009
- 9:00～17:00、水曜定休(祝日の場合は翌日)
- ※営業時間・休館日の詳細は直接問い合わせを

県内第1号の道の駅で名店パンモーニング



テラス席で、おいしい空気と清流を満喫!

キャンパー御用達、星空自慢の道の駅



宿泊者限定で星空観察会や天文台イベントを開催中。

#3

設楽町≫つぐ高原グリーンパーク

つぐ高原の山麓、奥三河最大級のキャンプ場内にある道の駅。標高900mの澄んだ空気と人工光の影響を受けない環境がもたらす満天の星空は、宿泊者だけのお楽しみです。そんなキャンプリゾート内に併設の道の駅は、野菜やジビエ加工品などの特産品とともに、炭から TENT まで豊富にそろいアウトドアショップのよう!なかでも一押しは食器やマグカップといったオリジナルグッズ。アウトドアレジャーで愛用したくなるはず。

- 愛知県北設楽郡設楽町津具字東山2-156
- ☎ 0536-83-2344
- 9:00～17:00、木曜定休(7月・8月は無休)



#4

設楽町≫アグリステーションなぐら



お目当てにしたいのは、設楽町名産のえごまを使ったグルメや特産品。ほんのり香ばしい「えごまソフトクリーム」(350円)やえごまのタレをからめた「五平餅定食」(650円)など、お母さんたちの愛情料理で心まで満たされます。また標高630mの名倉地区で育った高原野菜は寒暖差のおかげで甘みが凝縮し、みずみずしさも抜群。搾りたての濃厚トマトジュースは一年中味わえるので、ドライブ途中のチャージにいかが。

- 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字森田32
- ☎ 0536-65-0888
- 3月～11月 8:00～17:00 / 12月～2月 9:00～16:30、月曜定休(祝日の場合は翌日)
- ※レストラン15:30オーダーストップ

甘い高原野菜とえごまたっぷりの母の味



1日最大800本も売れる五平餅。えごまとピーナッツの2種類。

▶ 次号に続く

まだまだある東三河の道の駅の魅力を次号でも紹介します。お楽しみに!

65歳以上の方の令和3年度 介護保険料をお知らせします

介護保険 だより Vol.10

東三河8市町村にお住まいの65歳以上の方の介護保険料を8月にお知らせします。
詳しくは、お手元に届く介護保険料納入通知書(本算定)でご確認ください。

令和3年度から介護保険料が変わりました

制度を安定的に持続し円滑な運営を行うために、3年に1度保険料等の見直しが行われます。令和3年度の主な変更点は以下のとおりです。

01 基準額が構成8市町村で同額となりました

第7期(平成30年度～令和2年度)の介護保険料は、東三河8市町村の介護保険給付費等準備金の残高に応じて市町村ごとに基準額が異なりましたが、第8期(令和3年度～令和5年度)より同額となります。

02 介護保険料を決定する際の基準額が変更となりました

基準額は年額59,880円(月額4,990円)になります。この基準額は、東三河8市町村の高齢化率や介護に使われるお金の見込額等を基に算出されています。

介護保険料の所得段階および保険料率について (令和3年度～令和5年度)

令和3年度の所得段階は、令和2年中の収入や所得等の状況によって決まります。保険料年額は、基準額(年額59,880円)に各段階の保険料率をかけて算出されます。なお第1段階から第3段階までの保険料は、第7期より引き続き公費の投入による軽減を行っています。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.3 軽減前(0.5)	17,964 軽減前(29,940)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.5 軽減前(0.65)	29,940 軽減前(38,922)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.7 軽減前(0.75)	41,916 軽減前(44,910)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.85	50,898
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超える方	1.0	基準額 59,880
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	71,856
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	77,844
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	89,820
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.7	101,796
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	1.8	107,784
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.0	119,760
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.2	131,736

※ 「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の額)を控除した額です。

※ 第1段階から第5段階までの方の「合計所得金額」は、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額。以下同じ。)および当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の規定の額。以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除を加えた額)から10万円を控除して得た額です。

※ 第6段階以上の「合計所得金額」に、給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得または課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除して得た金額です。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する令和3年度の減免の実施については、8月の介護保険料納入通知書(本算定)に同封のチラシをご覧ください。

介護保険 負担限度額認定証更新のご案内

「負担限度額認定証」は、介護保険施設・ショートステイ利用時の食費、部屋代の負担を軽減するために必要な証書です。この証書は有効期限が7月31日までとなっており、8月以降も認定が必要な場合は更新手続きが必要です。

現在認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付しましたので、お近くの市町村窓口へ持参、または郵送にて申請手続きをお願いします。申請受付後、要件を満たす方には、新しい認定証を送付します（7月末頃発送予定）。対象となる要件は以下のとおりで、所得と預貯金の両方の要件に当てはまる必要があります。令和3年8月から要件が変更されていますのでご注意ください。

令和3年8月1日から

CheckPoint!!

今回の更新から、申請の際、記帳した通帳の写しなどの添付が**必須**となります。

※画像は令和3年7月以前の証書イメージです。

利用者負担段階	所得などの要件	預貯金などの要件
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	預貯金・有価証券の合計額が1,000万円以下であること (夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が650万円以下であること (夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	預貯金・有価証券の合計額が550万円以下であること (夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円を超える方	預貯金・有価証券の合計額が500万円以下であること (夫婦は合計1,500万円以下)

介護保険 負担割合証を送付します

「負担割合証」は、介護サービス利用時の自己負担割合を記した証書です（支給限度額を超えた自己負担分、日常生活費、食費、部屋代等の費用は対象となりません）。

現在ご利用の証書は7月31日までの期限となっているため、新たに8月1日から来年7月31日までの1年間有効となる証書を送付します（7月末頃発送予定）。手続きは不要ですが、証書が届きましたら、必ず担当ケアマネジャー等にご提示ください。

負担割合及び適用期間をご確認ください。

負担割合は「1割」、「2割」、「3割」のいずれかです。

適用期間内に割合が変更される場合、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

問い合わせ先 介護保険課 給付グループ ☎0532-26-8468・8469

介護保険（要介護・要支援）認定申請書の様式が変わりました。

令和3年4月より介護保険法施行規則の一部改正に伴い、介護保険の要介護・要支援認定申請書の様式に、医療保険の保険者名・被保険者番号の記載を追加しました。介護保険の認定申請をされる際には、介護保険被保険者証と医療保険被保険者証をお持ちください。

問い合わせ先 介護保険課 認定グループ ☎0532-26-8463・8464・8465

各種事業のご案内

認知症の方や介護するご家族への支援のほか、介護人材の育成・定着への支援などに取り組んでいます。詳しい内容のご案内や申込み・申請については、お気軽にご相談ください。各事業の申請書は、市町村介護保険担当窓口または東三河広域連合介護保険課ホームページにあります。

認知症の方や介護するご家族を支援します

認知症高齢者等居場所検索支援事業

認知症の方を見守るご家族等へ、GPSを用いた位置情報検索サービスの利用に必要な初期費用の一部を助成します。

助成対象者 認知症により行方不明になるおそれのある40歳以上の方を在宅介護するご家族等（いずれも東三河8市町村に住民票のある方に限る）

助成額 上限5,000円

内容 GPSを用いて、見守りや居場所確認を行う位置情報検索機器の本体・付属品購入費用、サービス加入料金を助成します（機器・付属品・サービスの内容により対象とならない場合もあります）

申請方法 申請書と利用機器・サービスの金額及び仕様が分かる資料を添えて、市町村介護保険担当窓口へご提出ください

在宅介護での衛生消耗品の購入を支援します

家族介護用品の給付事業 重度の要介護状態の方を在宅で介護する所得の低い世帯の方へ、衛生消耗品類との引換券を支給します。

支給対象者 下記のすべてに該当する方
①介護状態の方が要介護4または5であること
②介護状態の方が病院や施設に入っていないこと
③介護状態の方とご家族の両方が市町村民税非課税世帯であること
④介護状態の方とご家族の両方が東三河8市町村に住所を有すること

内容 月額8,300円分の家族介護用品給付券（半期ごと支給）を、登録店で紙おむつ、尿取りパッドなどの衛生消耗品類と交換できます

申請方法 申請書を市町村介護保険担当窓口へご提出ください

初任者研修の受講や介護事業所での就労を支援します

介護職員初任者研修受講支援補助金と就労支援補助金

新たな介護人材の確保と定着を促進するため、介護職員初任者研修の受講費用を補助するとともに、その後の介護事業所での就労実績に対して補助金を加算します。

1. 初任者研修受講支援補助金

補助額 上限30,000円
（受講料・実習費・テキスト代が補助対象経費となります）

2. 介護従事者就労支援補助金

補助額 20,000円
（1の補助金受領後、新たに介護事業所へ就労し1年を経過した場合）

対象者・申請方法など、詳細は東三河広域連合介護保険課のホームページをご確認ください。

問い合わせ先

介護保険課 地域包括ケアグループ

☎0532-26-8472・8473

市町村窓口

豊橋窓口（豊橋市長寿介護課内）
☎0532-51-3130

豊川窓口（豊川市介護高齢課内）
☎0533-89-2173

蒲郡窓口（蒲郡市長寿課内）
☎0533-66-1176

新城窓口（新城市高齢者支援課内）
☎0536-23-7688

田原窓口（田原市高齢福祉課内）
☎0531-23-3217

設楽窓口（設楽町住民課内）
☎0536-62-0519

東栄窓口（東栄町住民福祉課内）
☎0536-76-0503

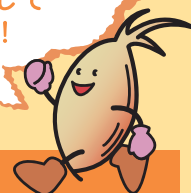
豊根窓口（豊根村住民課内）
☎0536-85-1313

各事業の詳しい内容については、東三河広域連合介護保険課のホームページでもお知らせしています。<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=6>

ほの国 HONOKUNI STAMPRALLY スタンブラリー

対象者
ほの国こどもパスポート
を持っている東三河在住・
在学の小中学生

最新の状況を確認して
おでかけしよう！



対象施設・イベントでスタンプを集めてステキな賞品をゲットしよう！

※パスポート、スタンブラリー用紙は通っている小中学校を通じて配られています。 ※対象施設の開館状況や対象イベントの開催状況については、施設や市町村のホームページ等でご確認ください。

施設コース

（対象35施設についてはスタンブラリー用紙をご覧ください）

金賞（スタンプ8個）……… 東三河を楽しむ体験10,000円分（10名）
銀賞（スタンプ5個）……… 東三河の特産品5,000円分（20名）
みのりん賞（スタンプ3個） 図書カード2,000円分（150名）

イベントコース

（対象イベントについてはスタンブラリー用紙をご覧ください）

ひがしみかわ賞（スタンプ3個） 東三河の施設入園券、食事券、特産品など（40名）

※今後のイベントの開催状況によっては、応募基準等が変更となる可能性があります。

問い合わせ先

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目16番地 東三河広域連合 総務課 スタンブラリー係
☎0532-35-6006 受付時間：8:30～17:15（土日祝、12/29～1/3を除く）

詳しくはコチラ
HP「ほの国スタンブラリー」



～消費生活相談窓口からタブレット越しに相談できる～
もっと安心! もっと便利に!
消費生活相談をお気軽に!

消費生活 だより Vol.13

新型コロナウイルス感染症等の感染リスクが心配だけど、対面で相談したい!

Check
Point!!

消費生活センター(相談室)窓口内でオンラインを
利用して相談員へ相談できるようになりました!

Check
Point!!

設楽町、東栄町、豊根村の相談室では、平日9:00～
16:30に相談できます(オンライン相談のみ)



オンライン相談って
こんなに**安心!**



持参資料も画面越しに見せられるし、
相談員の表情も見ながら相談できて安心だね!

操作が分からなくても、
職員がサポートしてくれるから
気軽に相談できそう!

予約制だから
待ち時間なしで相談できるよ!

以下の方法でお申し込みください!

- STEP1** ご希望の消費生活相談窓口
に電話をする。
- STEP2** 相談希望日を伝え、予約をする。
- STEP3** 予約した相談窓口に出かける。
- STEP4** 準備されたタブレット越しに
相談する。

その他ご質問等ございましたら 東三河広域連合消費生活課ホームページをご覧ください。

東三河広域連合ホームページ <https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=10>

東三河消費生活相談窓口一覧 (どの窓口でも相談できます) おかしいな困ったなと思ったら一人で悩まず相談を

総合センター	☎0532-51-2305 月～金 9:00～16:30	豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 東館12階	田原センター	☎0531-23-3818 月・火・木・金 9:00～16:30	田原市田原町南番場30番地1 田原市役所 北庁舎1階
豊川センター	☎0533-89-2238 月～金 9:00～16:30	豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所 北庁舎4階	設楽相談室	☎0536-62-0527 月～金 9:00～16:30	設楽町田口字辻前14番地 設楽町役場産業課内(オンラインのみ)
蒲郡センター	☎0533-66-1204 月～金 9:00～16:30	蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所 新館2階	東栄相談室	☎0536-76-1812 月～金 9:00～16:30	東栄町大字本郷字上前畑25番地 東栄町役場経済課内(オンラインのみ)
新城センター	☎0536-23-6260 月・火・木・金 9:00～16:30	新城市字東入船115番地 新城市役所 本庁舎2階	豊根相談室	☎0536-85-1316 月～金 9:00～16:30	豊根村下黒川字藤平2番地 豊根村役場商工観光課内(オンラインのみ)

消費者ホットライン ☎188 ▶ 土日祝日(年末年始を除く)は、こちらをご利用ください。 ※ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。 ※PHS・IP電話・ひかり電話の一部は使えません。

お知らせ

**7月25日(日)から 東三河広域連合旅券センター
豊橋窓口の業務場所が変わります。**

新たな東三河広域連合旅券センター豊橋窓口

現在入居している豊橋駅前開発ビル4階から東隣に完成した「emCAMPUS EAST」4階に場所を移し、業務を行います。
 *現在の旅券センター豊橋窓口は7月21日(水)で業務を終了します。

場 所 豊橋市駅前大通二丁目81番地 emCAMPUS EAST4階

業務時間 *1 【平日】9:00～17:00 / 【日曜日】9:00～17:00 *2

電話番号

0532-53-6680

*1 土曜日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)は休業となります。

*2 日曜日(日曜日が祝休日の場合を含む。)はパスポートの受取のみです。申請はできませんので、ご注意ください。



東三河広域連合 令和3年度 予算紹介

令和3年度
東三河広域連合予算規模

655億8,660万円
(対前年度比99.4%)

一般会計 92億2,660万円
介護保険特別会計 --- 563億6,000万円



令和3年度は、東三河の特性やポテンシャルを最大限に活かしながら、より効率的で効果的な行政サービスを提供していきます。
介護保険事業では、急激な高齢化の進展に伴う介護サービスの需要等に対応するため、令和3年度から新たにスタートした「第8期
介護保険事業計画」に基づき、地域の力を結集して課題の解決を図ります。

令和3年度の重点的な取組み

一般会計

◆東三河の広域観光を推進します

東三河の官民が参画する「東三河DMO研究会」によるDMO設立に向けた推進計画の策定を支援するため、外部の専門家をアドバイザーとして派遣します。

DMO (デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション) とは？

→観光、自然、食などの地域の観光資源に精通し、地域と協力して観光地域づくりを行う法人のことです。

◆東三河の人材育成を支援します

新たな技術や発想で地域産業にイノベーションを起こせるような人材の育成を産学官連携で支援し、地域産業の発展と雇用の創出を図ります。

介護保険特別会計

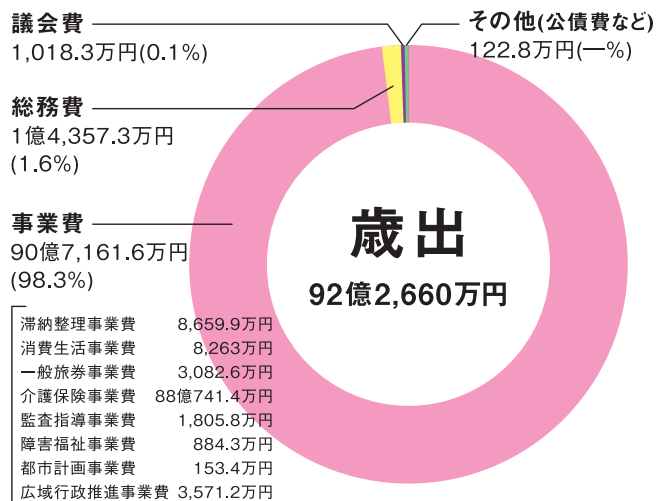
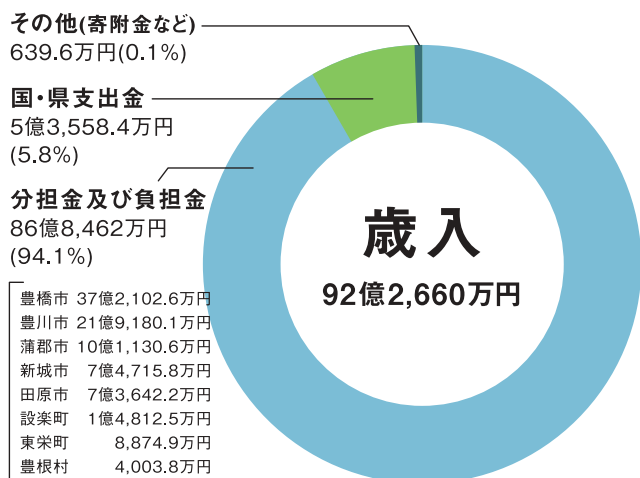
◆介護人材の確保を支援します

介護人材の確保、定着が大きな課題となっているため、働きやすい職場環境の実践に向けた取組みや介護分野における資格の取得を支援します。

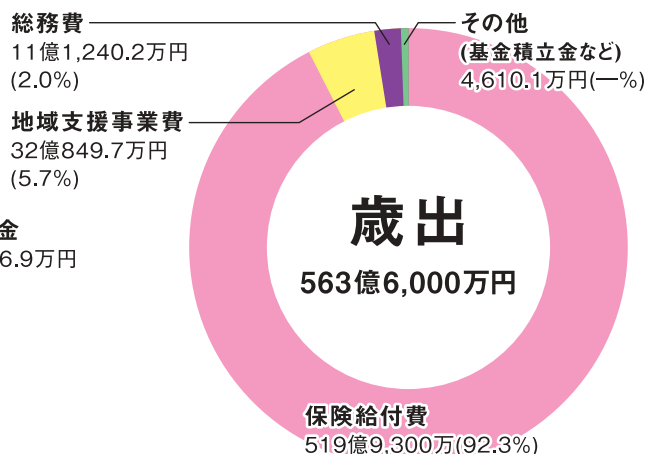
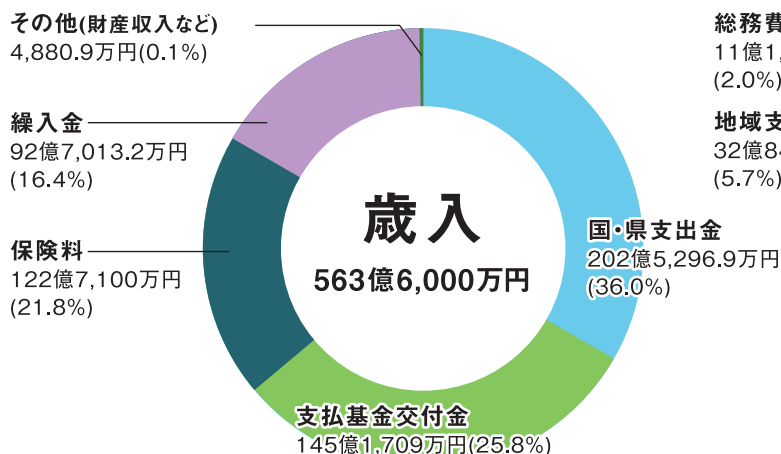
◆中山間地域の訪問系サービスを支援します

都市部と比べて居宅サービスを提供する介護事業者の負担が大きい中山間地域のサービス提供体制を維持するとともに、新規事業者の参入促進を図るため、中山間地域で訪問系サービスを提供する事業者の方を支援します。

一般会計 92億2,660万円 (対前年度比97.5%)



介護保険特別会計 563億6,000万円(対前年度比99.7%)



※()内は構成比です。また、各項目の数値は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。
※令和2年度財政公表は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 <https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=5>

豊川市

はやかわ たかし
早川 喬俊 議員



【一般質問】

これまでの広域連合の運営と今後について

Q 今後の広域連携の取組みについて伺う。

A

構成市町村とビジョンや取組みの方向性を共有し、広範な分野での連携についての調査・研究からスタートしたい。そして、地域に関する多様な団体との緊密なパートナーシップをつくり上げ、具体的な戦略や取組みを組織的に進めていけるように検討していきたい。

設楽町

つちや ひろし
土屋 浩 議員



【一般質問】

第8期介護保険事業における中山間地域に対する取組みについて

Q 中山間地域における介護事業への支援について伺う。

A

中山間地域における介護保険に係る現状と課題に対しては、全ての構成市町村が我がこととして捉え、一丸となって介護保険サービスの継続支援施策に注力していくこととしており、東三河広域連合としては初めて中山間地域に特化した介護人材確保定着支援事業に取り組んでいく。

新城市

おのだ なおみ
小野田 直美 議員



【一般質問】

若者が活躍するまちづくりについて

Q 若者たちがまちづくりや事業に積極的に関与する仕組みづくりの実現可能性について伺う。

A

これから地域を担っていく若い方たちが、地元自治体の施策に関与していくことは、自分たちの地域の未来を考えるきっかけとなり、地域への愛着や責任感を持つことにつながるものであると認識している。
地方創生を推し進めていくためには、若者や女性の意見は大切なので、総合戦略推進協議会における意見や様々な調査を通じて、若い方の考え方や動向の把握に努めていきたい。

東三河広域連合議会 議会報告

2月定例会

東三河広域連合議会2月定例会が、令和3年2月9日・10日に開かれました。令和3年度予算案や条例案などが審議され、いずれも原案どおり可決されました。審議された議案は次のとおりです。

【予算】

- 令和3年度東三河広域連合一般会計予算
- 令和3年度東三河広域連合介護保険特別会計予算
- 令和2年度東三河広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

【条例等】

- 東三河広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 東三河広域連合介護保険条例の一部を改正する条例
- 東三河広域連合広域計画の変更について
- 公平委員会委員の選任について
- 監査委員の選任について

豊橋市

ひろた つとむ
廣田 勉 議員



【一般質問】

「成長する広域連合」に向けた取組みについて

Q 「成長する広域連合」に向けた今後の方向性について伺う。

A

コロナ禍においては、これまでの行政運営を踏襲するだけでは解決できない課題が多く、様々な分野について既成概念にとらわれることなく、多様な地域連携の方法を模索していかなければならない。構成市町村はもとより、県や、そして経済界など、様々な関係者とともに、組織的かつ戦略的に取り組んでいきたい。

5月臨時会

東三河広域連合議会臨時会が、令和3年5月28日に開かれました。議長・副議長の選挙のほか、監査委員の選任について審議され、議会で同意されました。

◆議長・副議長

指名推選により、議長には古閑充宏議員（豊橋市）、副議長には早川喬俊議員（豊川市）が当選されました。

◆監査委員

監査委員として古池弘人氏（識見を有する者）、中西宏彰議員（議員のうちから選任される者・新城市）を選任することについて議会で同意されました。

◆議会構成

広域連合議員の変更等に伴い、議会の委員構成が変更され、次のとおりとなりました。

〈みらい広域委員会〉（13人）

委員長	市原 享吾（豊橋市）	副委員長	竹下 修平（新城市）
	伊藤 芳孝（東栄町）		倉橋 英樹（豊川市）
	石田 文彦（豊根村）		伊藤 篤哉（豊橋市）
	小野田 直美（新城市）		鈴木 博（豊橋市）
	古川 美栄（田原市）		早川 喬俊（豊川市）
	原田 直幸（設楽町）		柴田 安彦（蒲郡市）
	山本 賢太郎（豊橋市）		

〈福祉委員会〉（13人）

委員長	平松 昭徳（田原市）	副委員長	大場 康議（蒲郡市）
	加藤 彰男（東栄町）		星川 博文（豊川市）
	清川 長次（豊根村）		大竹 利信（蒲郡市）
	中西 宏彰（新城市）		芳賀 裕崇（豊橋市）
	廣中 清介（田原市）		古閑 充宏（豊橋市）
	伊藤 武（設楽町）		富田 潤（豊川市）
	鈴木 みさ子（豊橋市）		

〈議会運営委員会〉（9人）

委員長	伊藤 篤哉（豊橋市）	副委員長	富田 潤（豊川市）
	竹下 修平（新城市）		星川 博文（豊川市）
	古川 美栄（田原市）		大場 康議（蒲郡市）
	原田 直幸（設楽町）		鈴木 博（豊橋市）
	市原 享吾（豊橋市）		

※会議録は、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。
<https://www.east-mikawa.jp/inner.php?id=46>

蒲郡市 喚田 孝博 議員



【一般質問】

広域連携事業について

Q 東三河ブランドショップ事業の現地調査の目的と調査方法、結果と分析評価について伺う。

A 令和2年11月に吉祥寺で期間限定ショップを開設し、現地のニーズを把握するとともに実店舗出店に向けた情報収集を目的に調査を実施した。10日間の売上は57万2,530円、商品の購入者は712人であり、比較的年齢層の高い傾向にあることなどが分かった。今後については、リピーター獲得の方策、店頭や店舗内のレイアウト、店舗のコンセプトについてしっかり方向性を出していくことが重要であると改めて認識した。

豊橋市 すずき こ 鈴木 みさ子 議員



【一般質問】

介護保険事業について

Q 介護施設等におけるコロナの影響と支援策について伺う。

A 東三河地域の介護事業所においてもコロナによる介護サービスの利用控えによる影響が出ており、東三河広域連合としては、国が実施する介護報酬や人員基準に関する各種支援制度を事業所に周知していくほか、事業所からの個別の相談に対する助言を行うなど、コロナ禍において事業所の負担が軽減されるよう努めていく。また、利用者に対しては広報がしめかわやホームページ上で介護事業所の感染防止対策を紹介するなど、コロナ禍においても安心して介護サービスを利用していただけるような取組みを図っている。

豊川市 さとう いくえ 佐藤 郁恵 議員



【一般質問】

第8期介護保険事業計画の課題と改革・拡充について

Q 「施設サービスに対する第1号被保険者1人当たりの給付額」を全国と比較した場合どうなるのか。また、今後この指標を介護保険事業計画の作成などに活用していく可能性について伺う。

A 令和元年9月時点で、全国平均を100とした場合、県平均が86、東三河は90であり、東三河地域は全国平均と比べて要介護等認定率が低い地域であることなどが、数値が低くなった一因であると分析している。東三河広域連合としては、「要介護等認定者1人当たりの保険給付」がサービス別の利用状況を確認するための最適な指標だと考えるが、計画の遂行に当たっては関係市町村ともよく検討しながら進めていく必要があると認識している。

財源確保を目的に有料広告を掲載しています。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、取扱商品等については、東三河広域連合が必ずしも推奨するものではありません。
内容については直接広告主へお問い合わせください。

広告

